令和7年度　安中市地域防災計画修正
新旧対照表

※変更箇所は赤字にて掲載
※修正根拠を青字にて掲載

令和7年7月
安中市

※　表の「頁」は令和6年度安中市地域防災計画の頁を記載しています

<table>
<tr><th>頁</th><th>編・章・節</th><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>4</td><td>1-2</td><td>
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
3 指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>関東総合通信局</td><td>（略）
3 災害対策用移動通信機器(追加)及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。
（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
6 指定公共機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>量子科学技術研究開発機構
（高崎量子応用研究所）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 【県計画修正】
（略）
3 指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>関東総合通信局</td><td>（略）
3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。
（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
6 指定公共機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>量子科学技術研究開発機構
（高崎量子技術基盤研究所）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>22</td><td>2-1-1</td><td>
第1節 水害予防計画
（略）
4 ダム整備事業の促進
市は、洪水被害の軽減を図るため、洪水調節機能を有するダムの整備及び管理を推進するとともに、必要な資機材の備蓄を行い、施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。なお、本市におけるダムの現況は資料3−6のとおりである。

5 気象・水象情報の把握
市は、県及び前橋地方気象台と連絡を密にし、雨量、出水の程度等の気象、水位等の水象の把握に努める。
</td><td>
第1節 水害予防計画 【県計画修正】
（略）
4 ダム整備事業の促進
市は、洪水被害の軽減を図るため、事前放流の取組を推進するなどダムの効果的な運用に努めるとともに、必要な資機材の備蓄を行い、施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。なお、本市におけるダムの現況は資料3−6のとおりである。

5 気象・水象情報の把握
市は、県及び前橋地方気象台と連絡を密にし、雨量(削除)の程度等の気象、水位等の水象の把握に努める。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>24</td><td>2-1-2</td><td>

第2節　土砂災害等予防計画

（略）

4　土石流危険渓流（資料3−2）の防災措置

（略）

（以下番号修正）

</td><td>

第2節　土砂災害等予防計画　【国土交通書の通知に基づく修正】

（略）

（削除）

（以下番号修正）

</td></tr>
<tr><td>28</td><td>2-1-5</td><td>

第5節　建築物の安全性の確保

（略）

5　盛土による災害防止

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、市は当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、必要に応じて、県に対して助言や支援を求めることとする。

</td><td>

第5節　建築物の安全性の確保　【県計画修正】

（略）

5　盛土による災害防止

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、市は当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、必要に応じて、県に対して助言や支援を求めることとする。

</td></tr>
<tr><td>29</td><td>2-1-7</td><td>

第7節　災害危険区域の災害予防

1　災害危険区域の種類

<table>
<tr><td>（1）土木関係</td><td>（2）治山関係</td><td>（3）農地関係</td></tr>
<tr><td>ア　重要水防箇所
イ　浸水想定区域
ウ　土石流危険渓流
エ　急傾斜地崩壊危険箇所
オ　地すべり危険箇所
カ　土砂災害警戒区域
キ　土砂災害特別警戒区域
ク　雪崩危険箇所</td><td>ア　山腹崩壊危険地区
イ　地すべり危険地区
ウ　崩壊土砂流出危険地区
エ　雪崩危険箇所</td><td>地すべり危険箇所</td></tr>
</table>

</td><td>

第7節　災害危険区域の災害予防　【国土交通書の通知に基づく修正】

1　災害危険区域の種類

<table>
<tr><td>（1）土木関係</td><td>（2）治山関係</td><td rowspan="2">（削除）</td></tr>
<tr><td>ア　重要水防箇所
イ　浸水想定区域
（削除）
（削除）
（削除）
ウ　土砂災害警戒区域
エ　土砂災害特別警戒区域
オ　雪崩危険箇所</td><td>ア　山腹崩壊危険地区
イ　地すべり危険地区
ウ　崩壊土砂流出危険地区
エ　雪崩危険箇所</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>32</td><td>2-1-8</td><td>

第8節　情報の収集・連絡及び通信の確保

1　情報の収集・連絡体制の整備

（1）～（2）（略）

（3）多様な情報の収集体制の整備

</td><td>

第8節　情報の収集・連絡及び通信の確保　【県計画修正】

1　情報の収集・連絡体制の整備

（1）～（2）（略）

（3）多様な情報の収集体制の整備

</td></tr>
</table>

		ア　市、県その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット（追加）等による情報収集体制を整備するものとする。 イ（略） ウ　市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。 2 通信手段の確保 （1）～（2）（略） （3）代替通信手段の確保 市は、災害による一般電話回線の途絶又はふくそうにより通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるとともに、被災者等の不安感の軽減等を図る観点から電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言ダイヤル等の仕組みや利用方法等の周知に努める。（追加） （略） 3 広報・広聴体制の整備 （1）ア～イ（略） ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。 （例） テレビ、ラジオ(コミュニティFM（追加）を含む)、（略）	ア　市、県その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。 イ（略） ウ　市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム（SOBO−WEB））に集約できるよう努めるものとする。 2 通信手段の確保 （1）～（2）（略） （3）代替通信手段の確保 市は、災害による一般電話回線の途絶又はふくそうにより通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるとともに、被災者等の不安感の軽減等を図る観点から電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言ダイヤル等の仕組みや利用方法等の周知に努める。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。 （略） 3 広報・広聴体制の整備 （1）ア～イ（略） ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。 （例） テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む)、（略）
33	2-1-9	**第9節 職員の応急活動体制の整備** 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏ま	**第9節 職員の応急活動体制の整備 【県計画修正】** 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験

		え、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （略）	も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （略）
34	2-1-10	**第10節　避難体制の整備** 1　指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備 （1）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ア　市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数（追加）等について、「安中市避難所開設・運営マニュアル」の活用、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。(資料7－1) （略） （3）指定避難所における生活環境の確保 ア　指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の設置に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。 イ　市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。（略） ウ　指定避難所において貯水槽、（追加）仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 （略） カ　市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局	**第10節　避難体制の整備【県計画修正】** 1　指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備 （1）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ア　市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、（削除）感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、「安中市避難所開設・運営マニュアル」の活用、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。(資料7－1) （略） （3）指定避難所における生活環境の確保 ア　指定避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の設置に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。 イ　市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や（削除）感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。（略） ウ　指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 （略） カ　市は、（削除）感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を

		が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。(略) (4) 福祉避難所 (略) (追加)	講じるよう努めるものとする。(略) (4) 福祉避難所 (略) (5) 避難所以外の避難者等の支援 ア 市は、医療関係者、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。 イ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 ウ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
		(5)避難路の整備 市は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。 (追加)	(6)避難路の整備 市は、避難路となる道路の整備等において、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等に努めるものとする。 さらに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進するものとする。
		(6)運営管理に必要な知識の普及 (略) (7)都市農地の活用 (略)	(7)運営管理に必要な知識の普及 (略) (8)都市農地の活用 (略)
37		2 避難誘導体制の整備 (1)～(6)(略)	2 避難誘導体制の整備 (1)～(6)(略)

		（7） 避難行動要支援者への配慮 ア（略） イ（略） （追加） ウ（略） エ（略）	（7） 避難行動要支援者への配慮 ア（略） イ（略） ウ 市は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。 エ（略） オ（略）
39	2-1-11	**第11節 防災関係機関との連携体制の整備** （略） 1 本市における受援・応援体制の整備 （略） （1）～（2）（略） （3）市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。（追加） （略） 5 一般事業者等との連携体制の整備 （略） （追加）	**第11節 防災関係機関との連携体制の整備 【県計画修正】** （略） 1 本市における受援・応援体制の整備 （略） （1）～（2）（略） （3）市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 （略） 5 一般事業者等との連携体制の整備 （略） 6 郵便局との連携体制の整備 市は、あまねく県内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実について、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。

		（以下項目番号修正）	（以下項目番号修正）
41	2-1-13	**第13節　災害備蓄物資及び資機材の確保** （略） 1　食料・飲料水及び　燃料などの　生活必需品等の調達・供給体制の整備 （1）～（3）（略） （追加） （4）　物資の調達、輸送等に関する訓練の実施 （略）	**第13節　災害備蓄物資及び資機材の確保【県計画修正】** （略） 1　食料・飲料水及び　燃料などの　生活必需品等の調達・供給体制の整備 （1）～（3）（略） （4）　孤立地域への輸送 市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 （5）　物資の調達、輸送等に関する訓練の実施 （略）
44	2-1-15	**第15節　防災訓練計画** （略） 6　個別防災訓練の実施 （1）～（3）（略） （4）市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 （略）	**第15節　防災訓練計画【県計画修正】** （略） 6　個別防災訓練の実施 （1）～（3）（略） （4）市は、（削除）感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 （略）
46	2-1-16	**第16節　防災知識の普及計画** （略） 8　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 （略） （追加） 9　過去の災害教訓の伝承 （略） 10　被災地支援に関する知識の普及 （略）	**第16節　防災知識の普及計画【県計画修正】** （略） 8　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 （略） 9 家庭動物への配慮 市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 10　過去の災害教訓の伝承 （略） 11　被災地支援に関する知識の普及 （略）

<table>
<tr><td>48</td><td>2-1-17</td><td>

第17節　市民、事業所等による防災活動の環境整備

（略）

3　消防団の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

（略）

</td><td>

第17節　市民、事業所等による防災活動の環境整備【県計画修正】

（略）

3　消防団の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

（略）

</td></tr>
<tr><td>55</td><td>2-1-18</td><td>

第18節　要配慮者支援計画

（略）

8　要配慮者利用施設との連携

（1）要配慮者利用施設

（略）

<table>
<tr><td>施　設　の　種　類</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>⑨その他
ア【生活保護法(昭和 25 年5月4日法律第 144 号)第 38 条第2、3、4号に基づく施設】</td></tr>
<tr><td>イ【学校教育法(昭和 22 年3月 31 日法律第 26 号)第 72 条に基づく施設】
特別支援学校</td></tr>
<tr><td>ウ【社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 1 号に基づく施設】
無料低額宿泊所</td></tr>
<tr><td>エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】</td></tr>
</table>

</td><td>

第18節　要配慮者支援計画【法令根拠条文の修正】

（略）

8　要配慮者利用施設との連携

（1）要配慮者利用施設

（略）

<table>
<tr><td>施　設　の　種　類</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>⑨その他
ア【生活保護法(昭和 25 年5月4日法律第 144 号)第 38 条第2、3、4項に基づく施設】</td></tr>
<tr><td>イ【学校教育法(昭和 22 年3月 31 日法律第 26 号)第 72 条に基づく施設】
特別支援学校</td></tr>
<tr><td>ウ【社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 2 条第 3 項第8号に基づく施設】
無料低額宿泊所</td></tr>
<tr><td>エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>63</td><td>2-2-1</td><td>

第1節　災害発生直前対策

（略）

4　水防法に基づく洪水予報・水防警報

（1）洪水予報

<table>
<tr><td>区　分</td><td>発　表　基　準</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr>
<tr><td colspan="2">（追加）</td></tr>
</table>

</td><td>

第1節　災害発生直前対策【水防法修正に伴う修正】

（略）

4　水防法に基づく洪水予報・水防警報

（1）洪水予報

<table>
<tr><td>区　分</td><td>発　表　基　準</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr>
<tr><td>氾濫注意情報解除</td><td>氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

			下回り、氾濫のおそれがなくなったとき
65	2-2-1	**第1節　災害発生直前対策** **5　気象情報の伝達系統** （1）伝達系統 （略） 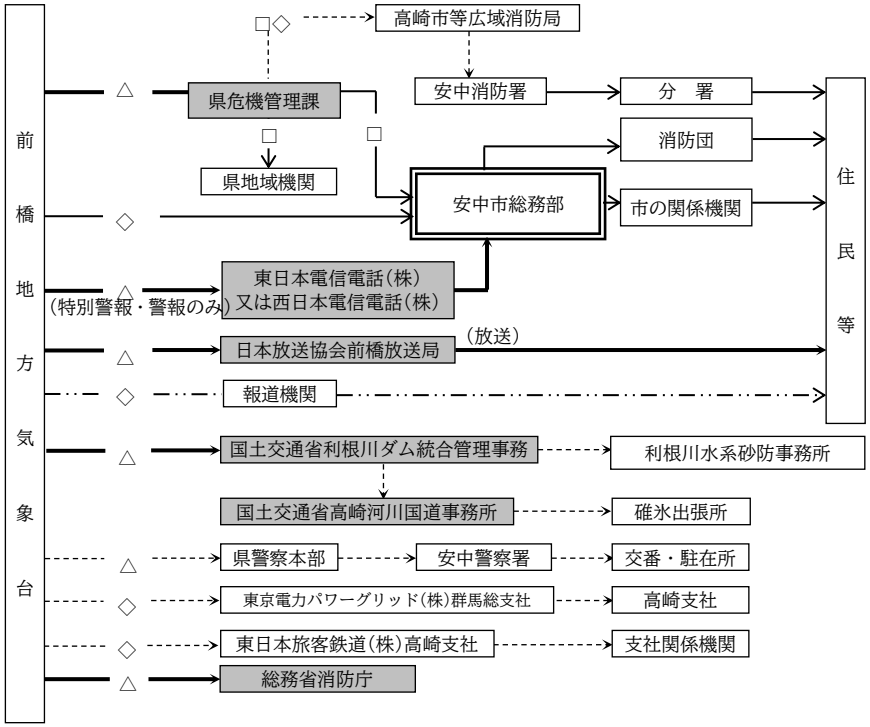 凡例 法令(気象業務法等)による通知系統 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統 気象業務法に基づき公衆に周知するための伝達系統 機関相互の合意等に基づく伝達系統 気象業務法に基づき気象庁から警報の伝達を受ける機関 △ オンライン □ 群馬県防災情報通信ネットワークシステム ◇ インターネット防災情報提供システム (注) (注)地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減に、より一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している伝達手段である。	**第1節　災害発生直前対策** **5　気象情報の伝達系統** （1）伝達系統 （略） 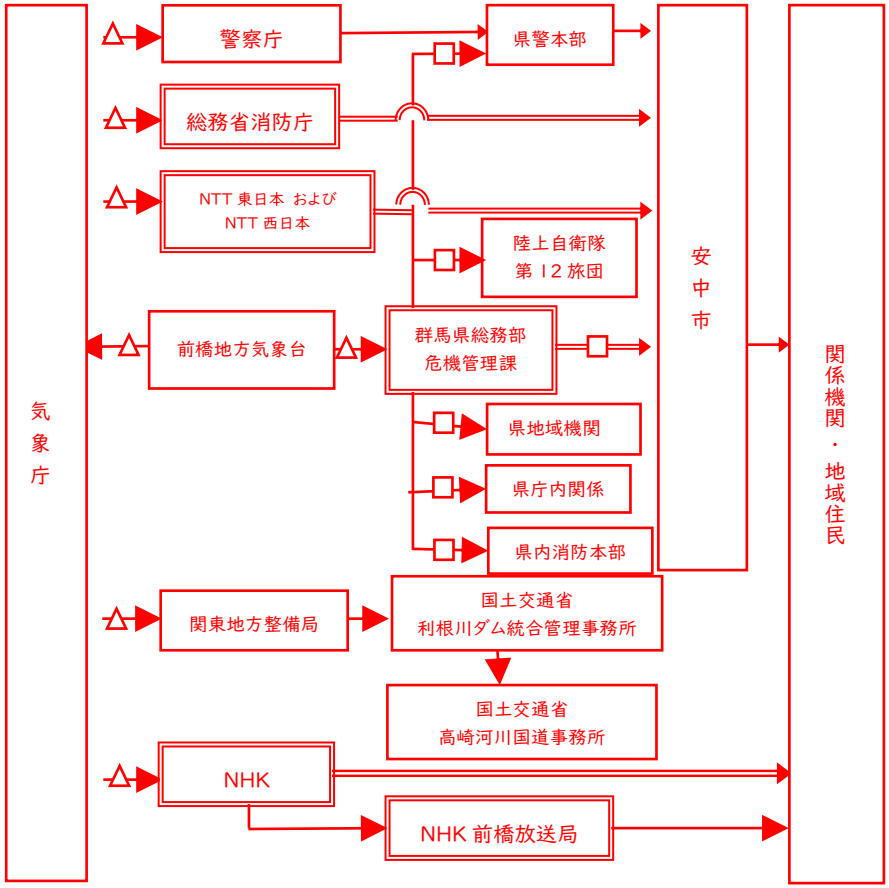 ※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される （注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第八条第一項及び第九条の規定に基づく法定伝達先 （注）二重線の経路は、気象業務法第十五条の 2 から 6 及び第十五条のニの2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路 △ 専用回線 □ 県防災情報通信ネットワーク	

<table>
<tr><td>70</td><td>2-2-2</td><td>

第2節　活動体制の確立

（略）

Ⅰ　防災組織体制の確立

（略）

（2）災害警戒本部の設置

（略）

イ　災害警戒本部の構成

（ア）～（エ）（略）

（オ）災害警戒本部の構成は、次のとおりである。

安中市災害警戒本部組織図

<table>
<tr><td>部長（災害警戒本部会議構成員）</td><td>班　　長</td><td>班　　員</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>保健福祉部長</td><td>福祉課長
子ども課長
健康づくり課長
高齢者支援課長</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>

</td><td>

第2節　活動体制の確立【機構改革による修正】

（略）

Ⅰ　防災組織体制の確立

（略）

（2）災害警戒本部の設置

（略）

イ　災害警戒本部の構成

（ア）～（エ）（略）

（オ）災害警戒本部の構成は、次のとおりである。

安中市災害警戒本部組織図

<table>
<tr><td>部長（災害警戒本部会議構成員）</td><td>班　　長</td><td>班　　員</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>保健福祉部長</td><td>福祉課長
こども課長
健康づくり課長
高齢者支援課長</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>73</td><td></td><td>

（略）

（5）災害対策本部の組織

（略）

カ　災害対策本部の組織は、次のとおりである。

安中市災害対策本部組織図

<table>
<tr><td>部
（◎部　長）
（○副部長）</td><td>班</td><td>班長</td><td>班員</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保健福祉部
◎保健福祉部長
○福祉課長</td><td rowspan="3">福祉班</td><td>福祉課長</td><td>福祉課全員</td></tr>
<tr><td>子ども課長</td><td>子ども課全員</td></tr>
<tr><td>高齢者支援課長</td><td>高齢者支援課全員</td></tr>
<tr><td>健康づくり班</td><td>健康づくり課長</td><td>健康づくり課全員</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>

</td><td>

（略）

（5）災害対策本部の組織

（略）

カ　災害対策本部の組織は、次のとおりである。

安中市災害対策本部組織図

<table>
<tr><td>部
（◎部　長）
（○副部長）</td><td>班</td><td>班長</td><td>班員</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保健福祉部
◎保健福祉部長
○福祉課長</td><td rowspan="3">福祉班</td><td>福祉課長</td><td>福祉課全員</td></tr>
<tr><td>こども課長</td><td>こども課全員</td></tr>
<tr><td>高齢者支援課長</td><td>高齢者支援課全員</td></tr>
<tr><td>健康づくり班</td><td>健康づくり課長</td><td>健康づくり課全員</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>80</td><td></td><td>

2　動員計画

（略）

</td><td>

2　動員計画

（略）

</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
（2）動員計画
ア　市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「安中市災害時職員初動マニュアル」に従い職員を動員する。

災害対策本部動員計画表
<table>
<tr><th>部</th><th>班</th><th>班員</th><th>第1号配備</th><th>第2号配備</th><th>第3号配備</th></tr>
<tr><td colspan="6">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保健福祉部</td><td rowspan="3">福祉班</td><td>福祉課全員</td><td>係長以上
(部長含む)</td><td>主任以上
(部長含む)</td><td rowspan="4">全　員</td></tr>
<tr><td>子ども課全員</td><td>係長以上</td><td>主任以上</td></tr>
<tr><td>高齢者支援課
全員</td><td>係長以上</td><td>主任以上</td></tr>
<tr><td>健康づくり班</td><td>健康づくり課
全員</td><td>課長</td><td>主任以上</td></tr>
<tr><td colspan="6">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（2）動員計画
ア　市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「安中市災害時職員初動マニュアル」に従い職員を動員する。

災害対策本部動員計画表
<table>
<tr><th>部</th><th>班</th><th>班員</th><th>第1号配備</th><th>第2号配備</th><th>第3号配備</th></tr>
<tr><td colspan="6">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保健福祉部</td><td rowspan="3">福祉班</td><td>福祉課全員</td><td>係長以上
(部長含む)</td><td>主任以上
(部長含む)</td><td rowspan="4">全　員</td></tr>
<tr><td>こども課全員</td><td>係長以上</td><td>主任以上</td></tr>
<tr><td>高齢者支援課
全員</td><td>係長以上</td><td>主任以上</td></tr>
<tr><td>健康づくり班</td><td>健康づくり課
全員</td><td>課長</td><td>主任以上</td></tr>
<tr><td colspan="6">（略）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>85</td>
<td>2-2-3</td>
<td>
第3節　災害情報の収集・連絡
（略）
別表
被害の認定基準
<table>
<tr><th colspan="2">被害区分</th><th>認定基準</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>文教施設</td><td>幼稚園、小学校、中学校　、義務教育学校、　高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第3節　災害情報の収集・連絡【災害報告取扱要領の改正を反映】
（略）
別表
被害の認定基準
<table>
<tr><th colspan="2">被害区分</th><th>認定基準</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>学校</td><td>幼稚園、小学校、中学校　、義務教育学校、　高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>86</td>
<td>2-2-4</td>
<td>
第4節　広報活動
（略）
1　広報活動
（1）～（2）（略）
（3）　広報媒体
（略）
</td>
<td>
第4節　広報活動【県計画修正】
（略）
1　広報活動
（1）～（2）（略）
（3）　広報媒体
（略）
</td>
</tr>
</table>

		テレビ、ラジオ(コミュニティFM(追加)を含む)、(略)	テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む)、(略)
90	2-2-6	**第6節　広域応援の要請** (略) 5　受援体制の確立 (1)(略) (2)受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。(追加) (略) 6　広域的な応援体制 (1)～(2)(略) (3)市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	**第6節　広域応援の要請【県計画修正】** (略) 5　受援体制の確立 (1)(略) (2)受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。 (略) 6　広域的な応援体制 (1)～(2)(略) (3)市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、(削除)感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理(削除)等を徹底するものとする。
93	2-2-7	**第7節　自衛隊への災害派遣要請** (略) 5　派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 (略) (2)応急公用負担等基本法第 64 条第8項、第9項、第10項 ア～ウ(略) エ　イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。	**第7節　自衛隊への災害派遣要請【県計画修正】** (略) 5　派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 (略) (2)応急公用負担等基本法第 64 条第8項、第9項、第10項 ア～ウ(略) エ　イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、又は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならない。
102	2-2-11	**第11節　避難活動計画** (略) 1　避難指示等 (1)～(2)(略) (3)伝達方法	**第11節　避難活動計画【県計画修正及び避難情報の判断・伝達マニュアル改訂に伴う修正】** (略) 1　避難指示等 (1)～(2)(略) (3)伝達方法

<table>
<tr>
<td>103</td>
<td></td>
<td>
避難指示等は、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送（追加）、市ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、メール配信サービス等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。
（略）
2 具体的な発令基準
（略）
【水害時】
<table>
<tr><th>情報分類</th><th>判断の基準</th></tr>
<tr><td>【警戒レベル5】
緊急安全確保
※可能な範囲で発令</td><td>○決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合。
○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。
○大雨特別警報（浸水害）が発表された場合。
○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）または洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫（黒）」となり、避難を要すると判断される場合。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル4】
避難指示</td><td>○碓氷川の板鼻水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合。
○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、または洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険（紫）」となり、避難を要すると判断される場合。
○その他河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、観測地点上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続き水位の上昇が予想される場合。
○河川管理施設等の異常を確認した場合。
○大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表され、避難を要すると判断される場合。
○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令）
○関係機関から災害に関する情報があり、避難を要すると判断される場合。
○水位が、護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル3】
高齢者等避難</td><td>○碓氷川の板鼻水位観測所の水位が避難判断水位に達した場合
○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、または洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒（赤）」となり、避難を要すると判断される場合。
○その他河川の水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、観測所地点上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合。
○大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。
○河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合。
○堤防からの漏水等が発見された場合。
○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点</td></tr>
</table>
</td>
<td>
避難指示等は、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、市ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、メール配信サービス等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。
（略）
2 具体的な発令基準
（略）
【水害時】
ア　水位周知河川（碓氷川）
<table>
<tr><th>情報分類</th><th>判断の基準</th></tr>
<tr><td>【警戒レベル３】
高齢者等避難</td><td>１～４のいずれかに該当する場合
１：碓氷川の板鼻水位観測所の水位が避難判断水位である 2.1ｍに達した場合
２：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準に到達する場合）
３：堤防からの漏水・浸食等が発見された場合。
４：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル４】
避難指示</td><td>１～６のいずれかに該当する場合
１：碓氷川の板鼻水位観測所の水位が氾濫危険水位である 3.32ｍに達した場合
２：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）
３：異常な漏水・浸食等が発見された場合
４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
５：河川管理施設等の異常を確認した場合
６：関係機関から災害に関する情報があった場合</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル５】
緊急安全確保
※可能な範囲で発令</td><td>１～４のいずれかに該当する場合
（災害が切迫）
１：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）
２：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

			で発令） ○その他避難の準備を必要とする場合。	

	３：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害発生を確認） ４：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
避難情報の解除	１：碓氷川板鼻水位観測所において、氾濫危険水位を下回り、上流域での降雨がほとんど見られない場合 ２：河川からの氾濫のおそれがなくなった場合

イ　その他河川

情報分類	判断の基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１～４のいずれかに該当し、総合的に危険な状態と判断する場合 １：その他河川に水位観測所（危機管理型水位計を含む。以下同じ）が設置されている場合、水位が避難判断水位または観測開始水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ２：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合で、かつ、引き続き水位上昇のおそれがある場合（流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準に到達する場合） ３：堤防からの軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ４：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 避難指示	１～６のいずれかに該当し、総合的に危険な状態と判断する場合 １：その他河川に水位観測所が設置されている場合、水位が氾濫危険水位または危険水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ２：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合で、かつ、引き続き水位上昇のおそれがある場合（流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ３：異常な漏水・浸食等が発見された場合 ４：河川管理施設等の異常を確認した場合 ５：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６：関係機関から災害に関する情報があった場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保 ※可能な範囲で発令	１～５のいずれかに該当し、総合的に危険な状態と判断する場合（災害が切迫） １：その他河川に水位観測所が設置されている場合、水位が氾濫発生水位に到達した場合 ２：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ３：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

【土砂災害時】

情報分類	判断の基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で発令	○土砂災害が発生したことを把握した場合。 ○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。 ○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「災害切迫（黒）」となり、避難を要すると判断される場合
【警戒レベル4】 避難指示	○土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれるなど避難を要すると判断される場合。 ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）」となり、避難を要すると判断される場合。 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表され、避難を要すると判断される場合。 ○夜間に警戒レベル 4 避難指示が発令される見込みがある場合。（夕刻時点で発令） ○関係機関から災害に関する情報があり、避難を要すると判断された場合。 ○近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 ・土砂が流失　・渓流内で転石がある ・亀裂、段差の発生、拡大　・新たな湧水の発生 ・樹木の傾き　・池や沼の水かさの急変 ・根の切れる音がする ・構造物、斜面のはらみだしや亀裂の発生　等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「警戒（赤）」となり、避難を要すると判断される場合。 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合。 ○夜間に警戒レベル3高齢者等避難が発令される見込みがある場合。（夕刻時点で発令） ○その他避難の準備を必要とする場合。 ○近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 ・沢や井戸の水の濁り　・流水の異常な濁り　・流木発生 ・湧水の枯渇、湧水量の増加　・小石がぱらぱら落ちる ・異様なにおい(土臭い、物が焼けるようなにおいなど)　等

	４：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害発生を確認） ５：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
避難情報の解除	水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんど見られず、今後の気象情報等から水位が再上昇するおそれがなくなった場合

【土砂災害時】

情報分類	判断の基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１～４のいずれかに該当する場合 １：大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合 ２：数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合 ３：夜間に警戒レベル３高齢者等避難が発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：近隣で下記のような前兆現象が発見された場合 ・沢や井戸の水の濁り　・流水の異常な濁り ・流木発生　・湧水の枯渇、湧水量の増加 ・小石がぱらぱら落ちる　・異様なにおい(土臭い、物の焼けるようなにおいなど)　等
【警戒レベル４】 避難指示	１～７のいずれかに該当する場合 １：土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれるなど避難を要すると判断される場合 ２：大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクルで「危険（紫）」が出現した場合 ３：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ５：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ６：関係機関から災害に関する情報があり、避難を要すると判断された場合 ７：近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 ・土砂が流失　・渓流内で転石がある ・亀裂、段差の発生、拡大　・新たな湧水の発生 ・樹木の傾き　・池や沼の水かさの急変 ・根の切れる音がする　・構造物、斜面のはらみだしや亀裂の発生　等

<table>
<tr>
<td>107</td>
<td></td>
<td>（略）

11　新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応
（1）市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
（2）市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

12　良好な生活環境の確保
（1）市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。
ア（略）
（追加）

イ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。（追加）

ウ（略）
エ（略）
オ　水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
（追加）</td>
<td>
<table>
<tr><td>【警戒レベル５】
緊急安全確保
※可能な範囲で発令</td><td>1～3のいずれかに該当する場合
（災害が切迫）
1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。
2：土砂キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合
（災害発生を確認）
3：土砂災害が発生したことを把握した場合</td></tr>
<tr><td>避難情報の解除</td><td>1：土砂災害警戒情報が解除された場合
2：土砂キキクルや気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれない場合</td></tr>
</table>
（略）

11　（削除）感染症への対応
（1）市は、指定避難所における（削除）感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
（2）市は、被災地において（削除）感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

12　良好な生活環境の確保
（1）市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。
ア（略）
イ　指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
ウ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。
エ（略）
オ（略）
カ　水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。
キ　入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要となる水の確保に努める。</td>
</tr>
</table>

108		カ（略） キ 必要に応じ、(追加)指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ク（略） （略） 13 男女のニーズの違い等への配慮 （略） ア 避難所開設責任者や保健師に女性を配置する。 （略） キ 女性用と男性用(追加)のトイレを離れた場所に設置する （略） (追加)	ク（略） ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 コ（略） （略） 13 男女のニーズの違い等への配慮 （略） ア 避難所開設責任者(削除)に女性を配置する。 （略） キ 女性用と男性用、男女兼用のトイレを離れた場所に設置する （略） 14 家庭動物への配慮 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
109		14 在宅避難者等への配慮 市は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。 特に、在宅避難者等の避難行動要支援者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。 (追加) (追加)	15 在宅避難者等への配慮 市は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。 特に、在宅避難者等の避難行動要支援者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。 また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 16 車中泊避難者への配慮 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避

		15 指定避難所の早期解消 （略） 16 避難所における動物愛護の実施 （略）	難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 17 指定避難所の早期解消 （略） 18 避難所における動物愛護の実施 （略）
110 111	2-2-12	**第12節 救助・救急活動** （略） 6 安否不明者の絞り込み （略） （追加） 7 被災地域外の市の役割 （略） 8 関係機関の連携 （略） 9 資機材の確保 （略） 10 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 11 惨事ストレス対策 （略）	**第12節 救助・救急活動** **【県計画修正】** （略） 6 安否不明者の絞り込み （略） 7 携帯電話等の位置情報の活用 救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者（携帯電話）に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。 8 被災地域外の市の役割 （略） 9 関係機関の連携 （略） 10 資機材の確保 （略） 11 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、（削除）感染症対策のため、職員の健康管理（削除）等を徹底するものとする。 12 惨事ストレス対策 （略）
112	2-2-14	**第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動** （略）	**第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動** **【県計画修正】** （略）

		1 需要量の把握及び配給計画の樹立 市は、指定 避難所及び被災地において被災者が必要と している食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。 需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資（追加）をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。 （略）	1 需要量の把握及び配給計画の樹立 市は、指定 避難所及び被災地において被災者が必要と している食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。 需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。 （略）
116 117	2-2-15	**第15節 地盤災害予防計画** (略) 4 道路啓開等 （1）道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（（追加）雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。 (略) 5 輸送拠点の確保 （1）（略） （2）市は輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。	**第15節 地盤災害予防計画【県計画修正】** (略) 4 道路啓開等 （1）道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。 (略) 5 輸送拠点の確保 （1）（略） （2）市は輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。
118	2-2-16	**第16節 緊急輸送** (略) 8 緊急通行車両の事前確認 （1）趣旨 知事（危機管理課）又は県公安委員会警察本部、警察署は、 一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第 33 条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認を災害発生時等よりも前に行えるも	**第16節 緊急輸送【県計画修正】** (略) 8 緊急通行車両の事前確認 （1）趣旨 知事（危機管理課）又は県公安委員会警察本部、警察署は、 一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第 33 条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交

		のとする。 （追加） 　災害対策基本法第 50 条第2項に規定する指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関）は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認を事前に受けるよう努めるものとする。 （追加） （2） 確認手続 （略）	付を災害発生時等よりも前に行えるものである。 （2）緊急通行車両等の事前届出 　災害対策基本法第 50 条第2項に規定する指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関）は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けるよう努めるものとする。 （3）事前交付の周知及び普及 　県公安委員会(警察本部、警察署)及び県（危機管理課）は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。 （4） 確認手続 （略）
120	2-2-17	**第17節　応急仮設住宅対策** (略) 2　応急仮設住宅の提供 （1）～（2）（略） （3）市または県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 （略）	**第17節　応急仮設住宅対策 【県計画修正】** (略) 2　応急仮設住宅の提供 （1）～（2）（略） （3）市または県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 （略）
121	2-2-18	**第18節　保健衛生、防疫及び清掃活動** 1　保健衛生活動 　被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また被災地及び指定避難所等に保健師を派遣し、被災者の健康状態を十分把握し、健康管理のための保健活動（追加）を行う。さらに必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 （略）	**第18節　保健衛生、防疫及び清掃活動 【県計画修正】** 1　保健衛生活動 　被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また被災地及び指定避難所等に保健師を派遣し、被災者の健康状態を十分把握し、健康管理のための保健活動や福祉的な支援を行う。さらに必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 （略）

122		2 清掃活動 （略） （2） し尿の適正処 ア （略） イ 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。（追加） （略） 4 災害時における動物の管理等 市は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、（追加）動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について（追加）必要な措置を講ずるものとする。	2 清掃活動 （略） （2） し尿の適正処 ア （略） イ 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。 （略） 4 災害時における動物の管理等 市は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。
134	2-3-1	**第1節 復旧・復興の基本方向の決定** （略） 3 国等に対する協力の要請 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。	**第1節 復旧・復興の基本方向の決定 【県計画修正】** （略） 3 国等に対する協力の要請 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。
134	2-3-2	**第2節 原状復旧** 1 被災施設の復旧等 （1）～（4）（略） （5）市は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したものにおける河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わっ	**第2節 原状復旧 【県計画修正】** 1 被災施設の復旧等 （1）～（4）（略） （5）市は、市長が管理を行う、一級河川（削除）以外の河川で市長が指定したものにおける河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事

		て工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。 （追加） （略）	を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。 （6）道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。 （略）
137	2-3-4	**第4節 被災者等の生活再建の支援** （略） 3 災害弔慰金の支給等 （略） （4）群馬県（小規模）災害見舞金 （略）	**第4節 被災者等の生活再建の支援 【支援制度名の変更】** （略） 3 災害弔慰金の支給等 （略） （4）群馬県（削除）災害見舞金 （略）
143	2-3-7	**第7節 激甚災害法の適用** （略） 2 激甚法に定める事業 （略） （4）その他の特別の財政援助及び助成 ア～ウ（略） エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第 20 条)特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる	**第7節 激甚災害法の適用 【法令改正を反映】** （略） 2 激甚法に定める事業 （略） （4）その他の特別の財政援助及び助成 ア～ウ（略） エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第 20 条)特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる
146	3-1-3	**第1節 地盤災害予防計画** （略） 3 土砂災害防止事業の推進 （1）（略） （2）市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの法令等に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土（追加）について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	**第1節 地盤災害予防計画 【県計画修正】** （略） 3 土砂災害防止事業の推進 （1）（略） （2）市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの法令等に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直し

			が必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
150	3-1-7	**第7節 情報の収集・連絡体制の整備** （略） 3 多様な情報の収集体制の整備 （1）市、県その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット（追加）等による情報収集体制を整備するものとする。 （2）市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする	**第7節 情報の収集・連絡体制の整備 【県計画修正】** （略） 3 多様な情報の収集体制の整備 （1）市、県その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。 （2）市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム（SOBO−WEB））に集約できるよう努めるものとする
151	3-1-8	**第8節 通信手段の確保** （略） 3 代替通信手段の確保 市は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。（追加）	**第8節 通信手段の確保 【県計画修正】** （略） 3 代替通信手段の確保 市は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。
153	3-1-16	**第16節 防災地域の普及計画** （略） 1 家庭内の危険防止 （1）～（4）（略） （5）家屋、ブロック塀等の倒壊防止 （略） （追加）	**第16節 防災地域の普及計画 【県計画修正】** （略） 1 家庭内の危険防止 （1）～（4）（略） （5）家屋、ブロック塀等の倒壊防止 （略） （6）火災の防止 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーを設置する。

160	3-2-5	**第5節　通信手段の確保** （略） 2　緊急情報連絡用回線の設定 　市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（PS−LTE）、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。	**第5節　通信手段の確保**【県計画修正】 （略） 2　緊急情報連絡用回線の設定 　市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする
166	4-1	**第1章　災害予防対策** 　市は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰、火山ガス噴出等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。 　火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。（追加） （略）	**第1章　災害予防対策**【県計画修正】 　市は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰、火山ガス噴出等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。 　火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。 （略）
167	4-1-1	**第1節　火山災害に強いまちづくり** （略） 2　避難施設の整備 （1）（略） （2）避難路の整備 　市は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。	**第1節　火山災害に強いまちづくり**【県計画修正】 （略） 2　避難施設の整備 （1）（略） （2）避難路の整備 　市は、避難路となる道路の整備等において、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等に努める。
168	4-1-3	**第3節　市民の防災行動力の向上** 1　防災知識の普及啓発 （1）（略） （2）普及啓発方法 　広報紙、識者による講演会の開催及び座談会（追加）等を通じて随時普及する。	**第3節　市民の防災行動力の向上**【県計画修正】 1　防災知識の普及啓発 （1）（略） （2）普及啓発方法 　広報紙、識者による講演会の開催及び座談会、また防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じて随時普及する。

<table>
<tr>
<td>173</td>
<td>4-2-3</td>
<td>
第3節　災害情報の収集及び被害報告
1　災害情報収集及び被害報告責任者
(2)　関係機関の責任者
<table>
<tr><th rowspan="2">機　関　名</th><th rowspan="2">担当課(係)名</th><th rowspan="2">責任者</th><th colspan="2">連　絡　先</th></tr>
<tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr>
<tr><td>前橋地方気象台</td><td>－</td><td>管理官</td><td>027-896-1220</td><td>027-896-1536
(現業室)</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第3節　災害情報の収集及び被害報告
1　災害情報収集及び被害報告責任者
(2)　関係機関の責任者
<table>
<tr><th rowspan="2">機　関　名</th><th rowspan="2">担当課(係)名</th><th rowspan="2">責任者</th><th colspan="2">連　絡　先</th></tr>
<tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr>
<tr><td>前橋地方気象台</td><td>－</td><td>管理官</td><td>027-896-1220</td><td>0570-015-024
(気象庁本庁・24 時間対応)</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>195</td>
<td>5-6</td>
<td>
第6節　林野火災対策
第1　災害予防計画
(略)
9　住民の防災活動の環境整備
(1)地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
</td>
<td>
第6節　林野火災対策【県計画修正】
第1　災害予防計画
(略)
9　住民の防災活動の環境整備
(1)地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。
</td>
</tr>
<tr>
<td>198</td>
<td>5-7</td>
<td>
第7節　大規模な火事災害対策
第1　災害予防計画
(略)
5　消火活動体制の整備
(1)(略)
(2)消防機関及び市は、(追加)消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。
</td>
<td>
第7節　大規模な火事災害対策【県計画修正】
第1　災害予防計画
(略)
5　消火活動体制の整備
(1)(略)
(2)消防機関及び市は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。
</td>
</tr>
<tr>
<td>他</td>
<td>－</td>
<td>・誤字脱字、単純な年度更新、資料番号の修正等は省略。</td>
<td>・誤字脱字、単純な年度更新等は省略。</td>
</tr>
</table>

※一部の表は該当部分のみ抜粋